

ニッセイアメリカ高配当株ファンド (毎月決算型) / (年2回決算型)

愛称: USドリーム (毎月) / (年2回)

過去最高値を更新する米国の株価



2014年7月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

水準を切り上げてきた米国の株価

米国の代表的な株価指数であるS & P 500指数の推移を見てみると、2014年6月末現在の値は1989年末に比べ、約5.5倍に上昇しています。エンロンショックやリーマンショック等を受けた調整局面もあったものの、中長期的には**米国経済の成長と共にその水準を切り上げてきました**。

米国経済はこれまでもIT革命などのイノベーションを捉え、経済構造を変化させながら成長してきました。足元ではシェール革命が注目されており、米国は2020年にも天然ガス輸出国に転じるとされています。そしてこれによりエネルギー価格の低下を通じ、米国企業のコスト競争力が向上することが見込まれています。

このシェール革命等を背景に米国経済は今後も拡大していくことが予想されており、**株価も中長期的にはその水準を切り上げ過去の最高値を更新していくことが期待**されます。

米国株式 (S & P 500指数)、名目GDPの推移



IT 革命

新興国の成長

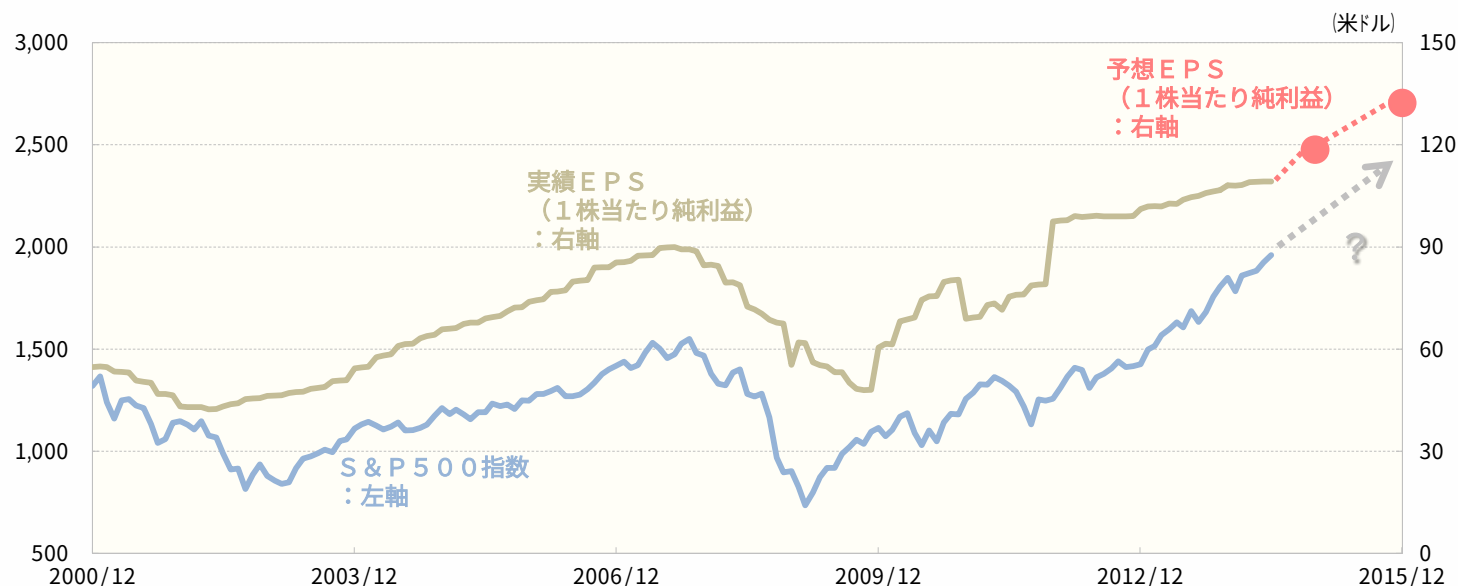
シェール革命

出所) ブルームバーグ、IMFのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成
 S & P 500指数は1989年12月末～2014年6月末 (月次)
 名目GDPは1990年～2019年 (年次)、IMFの予想値を含む

米国企業の業績は堅調に推移

米国の企業業績はリーマンショックによる落ち込みから回復傾向にあり、足元のEPS（1株当たり純利益）は歴史的に見ても高い水準となっています。さらに今後も企業業績の拡大が予想されており、**業績拡大に伴った米国株式の更なる上昇が期待**されます。

米国株式（S & P 500指数）と企業利益の推移（米ドルベース）



なお代表的な投資指標であるPER（株価収益率）を見てみると、**2000年末以降の平均値と同程度であり、このデータからは過熱感は見られません。**

S & P 500指数のPER（株価収益率）



PER（株価収益率）とは

PER（株価収益率）とは企業の利益に対して株価が割安か割高かを判断する代表的な投資指標で、以下の式で導出されます。

$$PER(\text{倍}) = \frac{\text{株価}}{EPS}$$

一般的にPERが低いほど利益に対して株価が過少評価されているということで割安、PERが高いほど利益に対して株価が過大評価されているということで割高であるとされています。

～ご参考～

米国高配当株式のパフォーマンス

当ファンドは相対的に配当利回りの高い米国株式等に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の成長をめざします。

一般に株式投資というと株価の変動に注目しがちですが、米国高配当株式のパフォーマンスを“配当”と“株価変動”に分解すると、**配当収益の積み上がり**が、**長期的には投資成果に大きな影響を与える**事が分かります。

なお、米国高配当株式と米国株式を比較してみると、以下の期間において**米国高配当株式の”配当による寄与”は、米国株式のトータルリターンとほぼ同水準**であることが確認できます。

米国高配当株式と米国株式のトータルリターンの内訳 (米ドルベース)



出所) ブルームバーグのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成
 米国高配当株式: ダウ・ジョーンズ米国セレクト・ディビデンド指数
 米国株式: S & P 500 指数

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

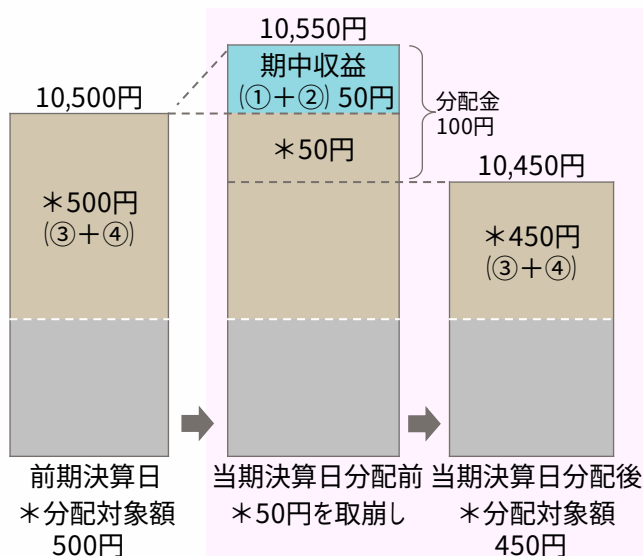
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



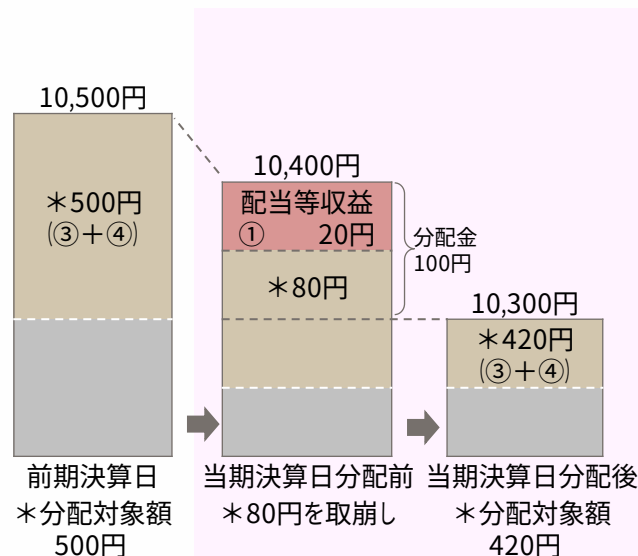
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

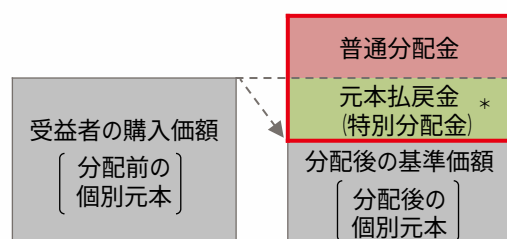
分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

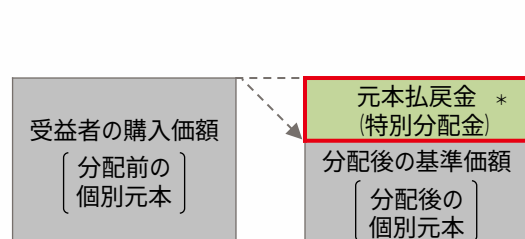
※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



* 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの特色

- ①米国株式等に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。
- ②米国株式等の実質的な運用はレグ・メイソン・グループのクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーが行います。
- ③「毎月決算型」と「年2回決算型」があります。

「毎月決算型」は、原則として、毎月28日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行います。

「年2回決算型」は年2回（6・12月の各28日、休業日の場合は翌営業日）決算を行います。

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

主な変動要因

株式投資リスク		株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
MLP投資リスク		ファンドが実質的に投資するMLPは、主として天然資源に関連する事業に投資するため、MLPの価格は、当該事業を取巻く環境・市況の変化ならびに金利変動等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。MLPに関する法制度（税制等）の変更により収益性が低下する場合、MLPの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
不動産投資信託（リート）投資リスク	保有不動産に関するリスク	リーツの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。 リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リーツの価格が下落することがあります。
	金利変動リスク	リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。 また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リーツの価格が下落することがあります。
	信用リスク	リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リーツの経営や財務状況が悪化した場合、リーツの価格が下落することがあります。
	リートおよび不動産等の法制度に関するリスク	リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リーツの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
為替変動リスク		原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

その他の留意点

- ファンドの実質的な投資対象であるLM・アメリカ高配当株マザーファンドが収受するMLPの分配金は、35%を上限として税金が差引かれます（差引かれた税金の一部は、還付される場合があります）。また、MLP投資においては、上記の税金に加え、その他の諸税が課される場合があります。これらの税金の支払いまたは還付にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・上記は、平成26年1月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに関する税制等が変更された場合等には変更になることがあります。

手 続・手 数 料 等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
スイッチング	「毎月決算型」と「年2回決算型」との間でスイッチング※が可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。 ※ スwitchングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。 ● 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
申込不可日	申込日または申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを行いません。
信託期間	平成35年2月17日まで(設定日:平成25年7月10日)
繰上償還	・ 投資対象とする「LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合には、各ファンドを繰上償還します。 ・ 各ファンドにおいて、受益権の口数が10億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
決算日	・ 毎月決算型: 毎月28日 ・ 年2回決算型: 6・12月の各28日 ● 該当日が休業日の場合は翌営業日となります。
収益分配	毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。なお、「毎月決算型」は年12回、「年2回決算型」は年2回の決算となります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

■ ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料 (1万口当り)	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%(税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.2528(税抜1.16%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。			
		投資対象とする 指定投資信託証券	信託報酬率(年率)は、以下の通りです。		
			<table><tr><td>LM・アメリカ高配当株ファンド (毎月分配型)(適格機関投資家専用)</td><td>0.6264%(税抜0.58%)</td></tr><tr><td>ニッセイマネーマーケットマザーファンド</td><td>ありません。</td></tr></table>	LM・アメリカ高配当株ファンド (毎月分配型)(適格機関投資家専用)	0.6264%(税抜0.58%)
	LM・アメリカ高配当株ファンド (毎月分配型)(適格機関投資家専用)	0.6264%(税抜0.58%)			
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	ありません。				
実質的な負担	ファンドの純資産総額に 年率1.8792%(税抜1.74%) 程度をかけた額となります。 ●「実質的な負担」とは、ファンドが投資対象とするLM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)を100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。				
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.0216%(税抜0.02%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。			
随時	その他の 費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 また、ファンドの投資対象とするLM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。			

■ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。なお、「ファンドの費用」に記載の消費税等相当額を付加した各種料率は、消費税率に応じて変更となる場合があります。

■ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご留意いただきたい事項

投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。

当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。

投資信託は保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	金融商品 取引業者	登録金融 機関	登録番号	日本証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業 協会
岡三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第53号	○	○		
内藤証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第24号	○		○	
株式会社常陽銀行(※1)		○	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社東京都民銀行		○	関東財務局長(登金)第37号	○		○	
株式会社東邦銀行(※1)		○	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社百十四銀行		○	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社北陸銀行(※2)		○	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	

※1「毎月決算型」のみのお取扱いとなります。 ※2「年2回決算型」のみのお取扱いとなります。

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号 加入協会:一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター:0120-762-506 (午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます) ホームページ http://www.nam.co.jp/
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
三菱UFJ信託銀行株式会社	

＜当資料において使用している指数についての説明＞

●S & P各種指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はスタンダード・プアーズ（以下「S & P」といいます。）に帰属します。S & PはS & Pが公表する各指数またはそれに含まれるデータの正確性あるいは完全性を保証するものではなく、またS & Pが公表する各指数またはそれに含まれるデータを利用した結果生じた事項に関して保証等の責任を負うものではありません。